明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（四六）　二
○令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（四七）　三
○令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（四八）　三
〔省　令〕
○恩赦法施行規則の一部を改正する省令（**法務**六）　四
○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**五）　四
〔告　示〕
○天皇皇后両陛下は大阪府へ行幸啓になる件（**宮内庁**三）　四
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（**消費者庁**一）　四
○特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（**同**二）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**五二）　五
○日本国に帰化を許可する件（**同**五三）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**三八二～三八九）　六
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件（**経済産業**二二）　七
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（**同**二三、二四）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一七四～一七六）　八
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一七七、一七八）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**四五、四六）　九
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**二〇、二一）　九
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**九、一〇）　九
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**二八）　九
○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**六）　九
〔国会事項〕
内閣　復興庁　一〇
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一一
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（中部運輸局最低賃金公示一）　一二
〔公　告〕
諸　事　項　一二
官庁
押収物還付関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第四六号）（内閣府本府）

1　公告すべき事項について、電子化に対応することができるよう規定の見直しを行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第四七号）（内閣府本府）

1　令和六年等に発生した地滑り、豪雨及び暴風雨による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第四八号）（内閣府本府）

1　令和六年八月二六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に大分県杵築市の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十六号

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令（昭和五十二年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「記載されて」を「掲載されて」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

防衛大臣　中谷　元

令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十七号

令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成三十年六月二十一日から令和六年二月十九日までの間の地滑りによる災害で、和歌山県有田郡有田川町の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
令和三年七月七日から令和六年二月十五日までの間の地滑りによる災害で、鳥取県東伯郡湯梨浜町の区域に係るもの	
令和四年九月十九日から令和六年二月十五日までの間の地滑りによる災害で、宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の区域に係るもの	
令和五年四月七日から令和六年八月一日までの間の地滑りによる災害で、和歌山県日高郡日高川町の区域に係るもの	
令和五年五月六日から令和六年三月十八日までの間の地滑りによる災害で、島根県雲南市の区域に係るもの	
令和五年六月二十日から令和六年十月二十二日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県大島郡宇検村の区域に係るもの	
令和五年八月七日から令和六年二月十四日までの間の地滑りによる災害で、福島県東白川郡鮫川村の区域に係るもの	
令和六年三月二十三日及び同月二十四日の豪雨による災害で、宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係るもの	
令和六年八月九日の豪雨による災害で、北海道苫前郡羽幌町の区域に係るもの	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置
令和六年十一月八日から同月十日までの間の豪雨による災害で、沖縄県国頭郡国頭村及び大宜味村の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和三年八月十四日から令和六年六月二十六日までの間の地滑りによる災害で、長崎県東彼杵郡波佐見町の区域に係るもの	
令和五年四月三日から令和六年七月十八日までの間の地滑りによる災害で、新潟県糸魚川市の区域に係るもの	
令和六年二月十九日及び同月二十日の豪雨による災害で、静岡県周智郡森町の区域に係るもの	
令和六年三月二十八日及び同月二十九日の豪雨による災害で、和歌山県東牟婁郡古座川町の区域に係るもの	

令和六年八月八日の豪雨による災害で、長野県下伊那郡大鹿村の区域に係るもの		
令和六年八月二十五日の豪雨による災害で、富山県中新川郡上市町の区域に係るもの		
令和六年九月十四日及び同月十五日の暴風雨による災害で、鹿児島県奄美市の区域に係るもの		
令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの イ　岩手県下閉伊郡岩泉町 ロ　岩手県宮古市及び上閉伊郡大槌町	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置	
令和六年十一月一日及び同月二日の豪雨による災害で、次に掲げる町の区域に係るもの イ　島根県仁多郡奥出雲町 ロ　神奈川県足柄下郡湯河原町、長野県上伊那郡辰野町及び島根県鹿足郡吉賀町	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置	

備考

一　令和六年九月十四日及び同月十五日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和六年台風第十三号によるものをいう。

二　令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和六年台風第五号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（関係政令の廃止）

2　令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第三百十八号）は、廃止する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十八号

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「措置並びに」の下に「大分県杵築市並びに」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌

省　令

○法務省令第六号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十五条の規定に基づき、恩赦法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十二日

法務大臣　鈴木　馨祐

恩赦法施行規則の一部を改正する省令

恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六条　特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願は、刑の言渡しが確定した後次の期間を経過した後でなければ、これをすることが	**第六条**　特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願は、刑の言渡し後次の期間を経過した後でなければ、これをすることができない。

できない。ただし、中央更生保護審査会は、本人の願いにより、期間の短縮を許可することができる。

［一・二　略］

三　有期の拘禁刑については、その刑期の三分の一に相当する期間。（短期と長期とを定めて言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一に相当する期間。）ただし、その期間が一年に満たないときは、一年とする。

四　無期の拘禁刑については、十年

［②～⑤　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

ただし、中央更生保護審査会は、本人の願いにより、期間の短縮を許可することができる。

［一・二　同上］

三　有期の懲役又は禁錮については、その刑期の三分の一に相当する期間。（短期と長期とを定めて言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一に相当する期間。）ただし、その期間が一年に満たないときは、一年とする。

四　無期の懲役又は禁錮については、十年

［②～⑤　同上］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　当分の間、恩赦法施行規則第六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「拘留又は科料」とあるのは「拘留、科料又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十六条に規定する拘留」と、同項第三号中「拘禁刑」とあるのは「拘禁刑、旧刑法第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）」と、同項第四号中「拘禁刑」とあるのは「拘禁刑、懲役又は禁錮」とする。

○文部科学省令第五号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十二日

文部科学大臣　阿部　俊子

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第二（第四条関係）

改正後	
国立大学	附属学校
［略］	［略］
岡山大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校
［略］	［略］

改正前	
国立大学	附属学校
［同上］	［同上］
岡山大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校
［同上］	［同上］

別表第二（第四条関係）

改正後	
山口大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属山口小学校、教育学部附属山口中学校、教育学部附属光義務教育学校、教育学部附属特別支援学校
［略］	［略］

改正前	
山口大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属山口小学校、教育学部附属光小学校、教育学部附属山口中学校、教育学部附属特別支援学校
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。